

審判規定

1. 使用艇の決定

予選に使用する艇及びコースはレース前日に抽選によって決定する。敗者復活レース・順位決定レース・決勝レースに使用する艇及びコースは当日の抽選により決定する。原則としてオールは艇に備えているものを使用すること。

2. 艇員

一般レースの艇員は、艇指揮・艇長・漕手12・補欠2による計16名とし、艇員の性別は問わない。女子レースの艇員は、艇指揮・艇長・漕手6・補欠2による計10名とし、漕手は全員女子であること。なお、一般・女子レースともに補欠は各レース2名とし、レース中の交替も自由とする。艇指揮、艇長は艇尾に配置しなければならない。

3. 使用艇搭載物品

使用艇には下記に示す物品を搭載する。

【 搭載物品 】

- ① トランシーバー 1台 ② 紅白手旗 1組 ③ 救命浮環 1個 ④あかくみ 1個
⑤ オール・・・・・・・・一般レース 14本 (予備オール2本含む)
・・・・・・・・女子レース 8本 (予備オール2本含む)
⑥ ボートフック・・・・・・・・一般レース 長・短 各1本
・・・・・・・・女子レース 短1本

4. 出場艇の標識

一般レースの出場艇は当該校の標識を艇尾旗竿に掲揚できるものとする。

5. 発進要領

発進は以下の要領で各艇が揃い次第行う。トグルは使用しない。

- (1) 審判員は全艇の出艇を確認しスタート予定時刻5分前になった時に、各艇にスタートラインに整列する様にトランシーバーで通達する。各艇は艇首を基準としてブイを左に見るようにスタート位置に接近(女子レースは別に定める)し、審判員の指示に従ってその位置を調整する。各艇長は用意が完了したら白旗を直立し、一般レースにあつては陸上の審判員に、女子レースにあつては女子レース審判艇の審判員にその旨を示し、「各艇その位置、各艇その位置」の連絡があるまで旗を揚げ続ける。なお、発進準備が完全でない艇は、赤旗を掲げるものとする。
- (2) 審判員の「各艇その位置、各艇その位置」の連絡により各艇漕手のオールを上げる(荒天時審判員から指示があつた場合の1・2番オールの着水を除く)。なお、この連絡の後に揚げた赤旗及び艇首を立て直す行為は認めない。
- (3) スタート：手旗2原画号笛1声、手旗頭上より号笛連続とともに1回転し、頭上から振り下ろす瞬間をスタートとする。それに合わせて号砲を撃つ。
- (4) 発進は各艇が揃い次第行うが、ブイ修正やレース海面に障害が生じた等、レースの公平な運営に支障があると認められた場合には審判長の判断により発進を遅らせることができる。
- (5) 艇員の不注意に起因する発進の遅滞等については、これを考慮しない。
- (6) 上記以外で審判員の指示があつた場合は、それに従う。

6. とう漕中の規則及び注意

- (1) 各艇は定められた自己のコースをとう漕するものとする。
- (2) 各艇は原則として完走するものとし、途中の棄権は認めない。スタート合図前に飛び出した艇も完走しなければならない。ただし、自艇の故障(*)及びこれに類する場合を除く。
- (3) 互いにコースの端を航行して接触のおそれのある場合は後行艇が先行艇の進路を避けるものとする。
- (4) レース中のコースにおける障害は、他艇の不正な接触を除くほか各艇これを忍ぶべきものとする。

ex：風潮、他船の引き起こす波、漂流物等

*自艇の故障……航走することができないと審判員が認める場合

7. 回頭要領

回頭は左回頭（反時計回り）とし、回頭は指定の回頭旗を回頭するものとする。

8. ゴール

- (1) 艇首が規定のゴールラインにブイを左に見て入った（女子レースは別に定める）順序をもって順位とし審判する。
- (2) 同着の場合は追い込み艇の勝ちとする。追い込み艇の判定の困難な場合は回頭旗を遅れて回頭終了（回頭を終わって艇首をゴールラインに向首した時点）した艇を追い込み艇とする。以上の判定でも判定が困難な場合は同着とし次位を空位とする。
- (3) オールを海中に取られた状態のままゴールしても失格としない。

9. 失格事項

次の各項に該当する行為で、審判長が判定した場合は失格とする。ただし、本審判規定における失格とは当該レースのみに関するものであり、その成績は当該レースの最下位とみなす。

- (1) 審判長もしくは審判員の指示、または注意に従わなかった場合。
- (2) 「各艇その位置、各艇その位置」の合図より、かい上げを行ってから発進までにオールを海面につけた場合。
- (3) 他のコースに侵入して他艇と接触し、または他艇の進路を妨害した場合。
- (4) 回頭旗、回頭の方向を間違えた場合。
- (5) 回頭の際、回頭旗または回頭ブイに艇またはオールの一部でも接触した場合。
- (6) 所定の搭載物品を搭載することなく競技に出場した場合。
- (7) 所定の搭載物品を流し、これを揚収することなく競技を続行した場合。ただし、とう漕中のオールが折損した場合でその一部を有している場合は、流失とみなさない。
- (8) その他、不正行為のあった場合。ただし、失格行為が不可抗力によるものと審判員が認めた場合はこの限りではない。

10. 異議申立

- (1) 各艇の艇指揮は発進までに主催者に起因し、競技に支障のある不備に対し赤旗を揚げた後、審判員に異議申立をすることができる。
- (2) 競技に対する異議申立等は、艇指揮が審判員に対して速やかにこれを行うものとし、審判長がこれを採決する。